

## 和泉市子どもの育みに関する条例案検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）第2条の規定に基づき、和泉市子どもの育みに関する条例案検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 委員会は、社会全体で子どもを育むための役割等に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから和泉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 企業・住民団体の代表
- (3) 和泉市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校又は義務教育学校の代表
- (4) 和泉市在住の保護者
- (5) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から条例が制定された日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員長が選任されていない場合は、教育委員会が招集する。

- 2 会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員会の招集、議事の特例)

第7条 委員長は、災害その他の理由により委員会を招集することができない場合においては、前条の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「出席委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、学校教育担当部署において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。